

# 「支払総額」を表示する場合の規定を新設

～平成27年10月1日改正規則施行～

## 表示のポイント

### ◆販売価格の表示は、以下のいずれかを表示することとなります。

- ① 現金価格 (従来どおり価格の名称は自由)  
店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金販売価格  
併せて「保険料、税金 (消費税を除く)、登録等に伴う費用等は別途である」旨の表示
- ② 支払総額 (新設)  
上記①の現金価格に、諸費用 (保険料、税金、登録等に伴う費用等) を加えた額

### ◆支払総額を表示する場合、

- ① 購入の際に必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示すること
- ② 現金価格 (車両価格) を表示すること
- ③ 支払総額には、「保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨を明瞭に表示すること  
例) 支払総額には、車両価格の他、自賠責保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています
- ④ 支払総額は、「登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を付記すること  
例) 支払総額は、○年○月現在、県内登録 (届出) で店頭納車の場合の価格です  
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます

※中古車施行規則第6条

## 表示する場合の留意点

### ◆支払総額 = 現金価格 (※1) + 諸費用 (※2)

※1 現金価格 = 車両と一体として販売を申し出るものを含めた価格

⇒ 保証や整備を実施しなければ販売しない場合は、その費用は現金価格に含めて表示すること

※2 諸費用 = 購入時に最低限必要な保険料、税金、登録等に伴う費用に限る

⇒ 上記以外に必要な費用は、現金価格 (※1) に含めて表示すること

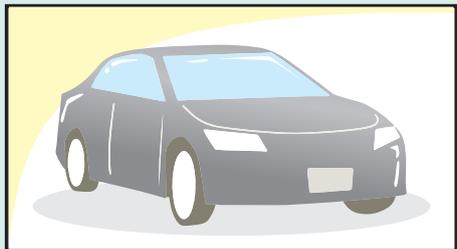
### ◆支払総額を表示する場合は、「保無別」や「整有別」の表示はできません

⇒ 保証付や整備を実施しなければ販売しない場合は、現金価格に保証費用、整備費用を含んで「保証付」、「整有込」等と表示すること

(「保無」と表示した上で、「別途有償で保証をつけることができる」旨を表示することは可)

## 表示例 (広告)

# コートリ 1.5X



## 支払総額 104万円 ※

(車両価格 920,000 円)

- 初度登録：H25年 ■ 検 28年12月
- カラー：シルバー ■ 走行距離：1万 Km ■ 修復歴なし
- 保証付 (部分保証、1年間走行無制限)
- 整納込 ■ リ済込 ■ 車台番号：310

※ 支払総額には、車両価格の他、自賠責保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています。

※ 支払総額は、●年●月現在、県内登録で店頭納車の場合の価格です。  
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

## (参考) 中古車の諸費用についての考え方

### 1) 「諸費用」として適切であると思われるもの

#### 【支払総額に含まれるもの】

① 保険料	自賠責保険	未経過分相当額含む
② 税金	自動車重量税	(未経過分相当額はない)
	自動車税	未経過相当額含む
	軽自動車税	(未経過分相当額はない)
	自動車取得税	
	法定費用	車庫証明、検査登録
	リサイクル預託金相当額	(車両価格に含まない場合)
③ 登録等に伴う費用※	検査・登録手続代行費用	中古車の検査・登録業務の代行
	車庫証明手続代行費用	購入者の車庫証明を取る業務

※ 「登録等に伴う費用」とは、購入者が行うべき手続き等を購入者の依頼を受けて販売店が代行して行うことによって発生する費用で、合理的に算出されたものであること(旧通産省自動車課長通達)

#### 【支払総額に含まれないもの(購入者の要望等により異なるもの)】

- ◎ 「納車費用」… 購入者の指定する場所まで配送するための費用
- ◎ 「下取手続代行費用」… 信販会社または他の販売店の所有権留保車両を下取る際の所有権留保の解除費用

### 2) 「諸費用」として適切でないと思われるもの(「現金価格」(車両価格)に含まれるべき性質のもの)

- 納車前の洗車、クリーニング、ワックスがけ等、販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用(例: 納車準備費用等)
- 納車前の点検、オイル交換、バッテリー交換等など、納車前に最低限必要な点検・軽整備(※)の費用や、実施が販売条件である軽整備等の費用(例: 納車点検費用、納車整備費用等)  
※ 現状販売の場合であっても、不具合等の有無を確認するための「点検(チェック)」の実施は必須です
- その他、そもそも販売する商品(中古車)の現金価格に含まれるべき性質のもの(例: 販売手数料、広告掲載料、利益等)

## 平成28年4月1日より修復歴の定義(骨格部位)が変更となります

一般財団法人日本自動車査定協会の修復歴判断基準の変更に伴い、平成28年4月1日より修復歴の定義(骨格部位)が変更となります。

#### 【変更内容】

車体構造の変化に伴い、事実上、車体の骨格として扱われていない「ラジエータコアサポート」を修復歴の定義(骨格部位)から削除

【本内容に関するお問い合わせは】

一般社団法人自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30

TEL.03-5511-2111 FAX.03-5511-2112